



大監公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した工事監査の結果報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年12月23日

大崎上島町監査委員 澤田 武義

大崎上島町監査委員 浜田 幸造

第1 監査の概要

1 監査の対象

太陽光発電設備設置工事

県道・町道維持修繕業務

2 監査の実施日

令和6年12月3日

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、大崎上島町監査基準に準拠し、工事関係書類について、契約事務の手続き及び工事の計画・設計・積算等が適正かどうか、また、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを確認するとともに、現場における施工状況も担当課の説明を求めて実施しました。

第2 監査の結果

工事の計画・設計・積算・契約・施工・検査等の各段階における事務的観点から監査を行った結果、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められました。

第3 意見、勧告の内容

意見及び勧告は、記載すべき事項はありません。